

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	健康管理(予防接種)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行橋市は、健康管理(予防接種)に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

行橋市の庁内のネットワーク構成は、インターネットに接続する情報系ネットワークと、福祉業務を取り扱うネットワークを物理的に分離している。よって、インターネットから侵入され情報が漏えいする事がない。また、内部的にも、行橋市個人情報保護条例、行橋市情報セキュリティポリシーを遵守するよう、職員への研修・教育を行っている。今後も、職員への研修、教育を定期的に行い、情報セキュリティに関する意識を高め、情報漏えい事故を起こさないことを確約する。

評価実施機関名

行橋市

公表日

令和3年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理(予防接種)に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対し予防接種の実施をしている。また、予防接種について、市民への啓発や相談を行うとともに、予防接種情報の管理、統計情報資料の作成及び報告並びに健康被害者への給付等の事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①法による予防接種の対象者把握及び未接種者の把握に関する事務 ②①の対象者への勧奨及び案内通知に関する事務 ③法による予防接種履歴の記録に関する事務 ④法による費用徴収に関する事務 ⑤法による予防接種による健康被害救済の支給に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理(予防接種)システムファイル、本人確認ファイル、送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項・番号法別表第一の10の項・番号法別表一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10条・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 實施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1情報提供 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の16の2の項 ・番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2</p> <p>2情報照会 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の17.18.19の項 ・番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、第13条、第13条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部地域福祉課及び子ども支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市 総務部 総務課 TEL:0930-25-1111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市 福祉部 地域福祉課 及び 子ども支援課 TEL:0930-25-1111(代)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無		[] 自己点検 [○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発			[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	5. ②所属長	橋本 明 上原 圭三	橋本 明 吉本 康一	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
平成29年8月1日	II 1. 2. いつの時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年5月31日	4. ②法令上の根拠	1情報提供	1情報提供 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二の16の2の項 ・番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年5月31日	5. ②所属長の役職名	橋本 明 吉本 康一	課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年5月31日	II 1. 2. いつの時点の計数か	平成29年8月1日 時点	平成31年5月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
令和2年4月1日	II 1. 2. いつの時点の計数か	平成31年5月31日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
令和3年8月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供	1 情報提供 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二の16の2の項 ・番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2 2 情報照会 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二の17.18.19の項 ・番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、第13条、第13条の2	1 情報提供 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の16の2の項 ・番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2 2 情報照会 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の17.18.19の項 ・番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、第13条、第13条の2	事後	番号法の改正による号ずれの修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月17日	I 1② 事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①法による予防接種の対象者把握及び未接種者の把握に関する事務 ②①の対象者への勧奨及び案内通知に関する事務 ③法による予防接種履歴の記録に関する事務 ④法による費用徴収に関する事務 ⑤法による予防接種による健康被害救済の支給に関する事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①法による予防接種の対象者把握及び未接種者の把握に関する事務 ②①の対象者への勧奨及び案内通知に関する事務 ③法による予防接種履歴の記録に関する事務 ④法による費用徴収に関する事務 ⑤法による予防接種による健康被害救済の支給に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワクチン接種記録システムによる他市町村への接種記録照会の運用の変更による修正
令和3年12月17日	I 1③ システムの名称	健康管理システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー	健康管理システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワクチン接種記録システムによる他市町村への接種記録照会の運用の変更による修正
令和3年12月17日	I 3 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 ・番号法別表第一の10の項 ・番号法別表一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10条	・番号法第9条第1項 ・番号法別表第一の10の項 ・番号法別表一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワクチン接種記録システムによる他市町村への接種記録照会の運用の変更による修正